

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>赤ちゃんのお世話体験実施などアンケート結果から参加者のニーズに沿った事業展開ができ、参加者の満足度も高いことから、現状のコストで事業を継続していきたい。妊娠届の受理を子育て世代包括支援センターに集約し、全妊婦等に面接を行ったことで、妊娠や子育てについての情報提供や早期からの支援が開始できるようになった。また、産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）により切れ目のない支援が受けられるよう、支援の充実を図った。</p>
見直し・改善内容	<p>参加者からは拡大を望む声が多く、アンケート結果から参加者の満足度は高い。平成28年10月から子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に全妊婦等に助産師又は保健師が面接を行い、早期からの支援を開始している。子育て世代包括支援センターについては、令和4年度までは委託事業で実施していたが、令和5年度より助産師を配置し直営で実施している。また、令和6年4月より児童福祉法の改正で、子育て世代を包括的に支援する「こども家庭センター」設置に向けて、母子保健・児童福祉が一体的に相談支援を行う体制の整備を行い支援システムの構築に務める必要がある。</p>